

議案第 4 9 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報という。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (定義) 第2条 略 (1)から(4) 略 <u>(5)特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6)利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> 第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は瑞穂町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 第5条及び第6条 略	第1条 略 (定義) 第2条 略 (1)から(4) 略 第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は瑞穂町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 第5条及び第6条 略

別表第1から別表第3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1から別表第3 略